

地方税財政制度について

～臨時財政対策債の廃止を求めて～

地方公共団体が一般的な行政サービスを行うための歳出に対し、歳入が足りない場合は、国から地方交付税が交付されることとなっていますが、地方交付税の原資が不足していることから、地方公共団体は地方債（地方の借金）のひとつである「臨時財政対策債」の発行を余儀なくされています。

そのため、地方の努力により建設地方債の残高は減少しているものの、地方債全体の残高は増え続けており、このままでは将来の安定的な財政運営に影響を与えかねません。

- 地方の財源不足は、「臨時財政対策債」による補てんではなく、国から地方への税源移譲や地方交付税の法定率の引上げで解消する必要があります。

九都県市では、国に対し「臨時財政対策債」を廃止し、本来の姿である地方交付税へ復元するよう、引き続き粘り強く求めてまいります。



「国と地方の税財源配分」

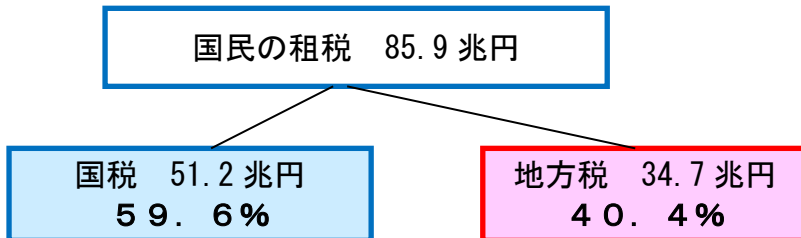
国民生活に密接に関連する行政サービスは、ほとんどが地方公共団体の手で実施されており、本来、その財源は地方税など自主財源をもって賄うことが理想です。

しかし、現実には地方税だけでは財政支出を賄っておらず、国と地方の租税収入の比率と財政支出の比率も逆転しています。また、税源などは地域的に偏在しているため、地方交付税によって調整等も行われています。

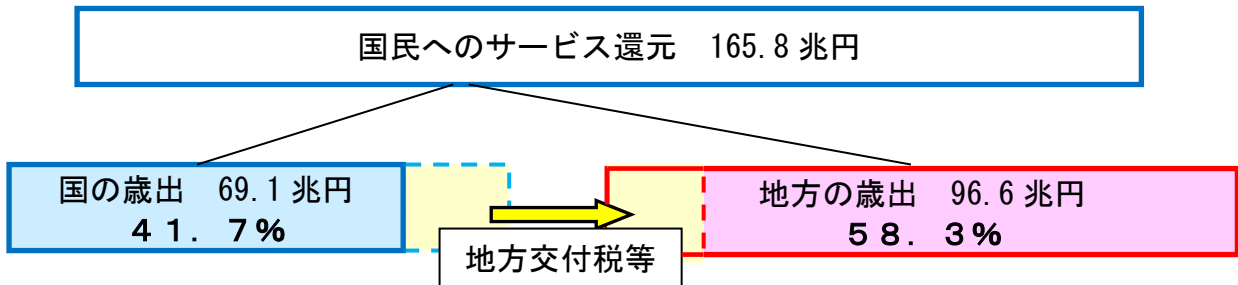
	国	地方
租税収入割合	6	4
財政支出割合	4	6

収入は国税が占める割合が多く、支出は地方が占める割合が多い。

◇国・地方間の租税収入の比率（平成25年度）



◇国・地方間の財政支出の比率（平成25年度）



※総務省資料「国と地方の税財源配分の見直し」をもとに作成

「地方交付税」

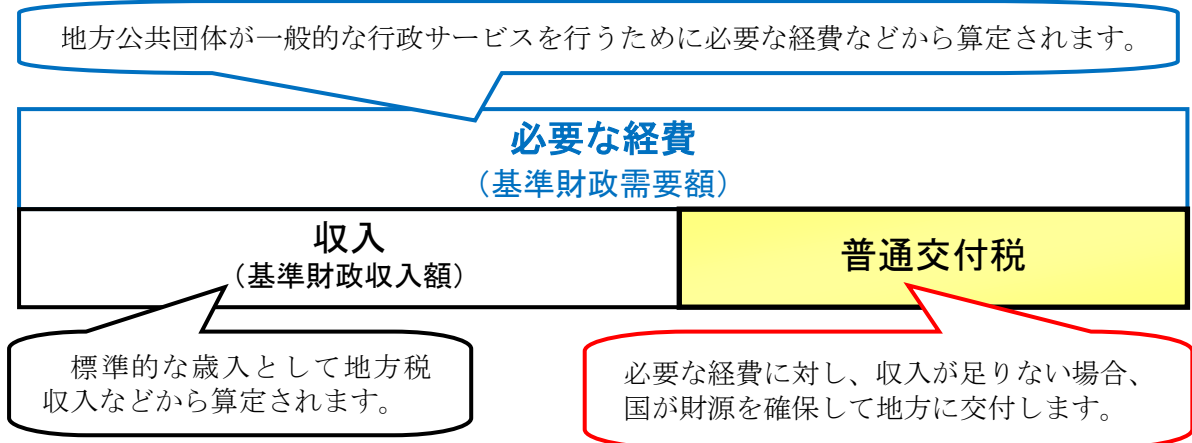
地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む人にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための**地方固有の財源**です。

所得税、法人税などの国税の一定割合等を原資として地方に配分するもので、いわば「**国が地方に代わって徴収する地方税**」です。

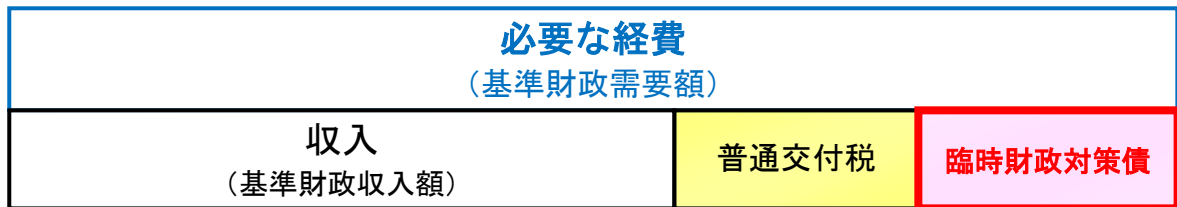
※地方交付税には2種類あります。

- ①普通交付税・・・財源不足が生じる地方公共団体に対して交付されます。
- ②特別交付税・・・災害復旧など特別な事情に応じて交付されます。

◆地方交付税（普通交付税）の本来の仕組み



◆平成13年度から（臨時的措置）



- 平成21年度以降、臨時財政対策債が普通交付税を上回る状態となっています。（表－1 地方交付税（普通交付税）・臨時財政対策債の推移）
- 各団体の努力で抑制できる建設地方債等の残高は減少していますが、地方交付税の振替である臨時財政対策債の増加により、地方債全体の残高は増加しています。（表－2 地方債残高の推移）

「臨時財政対策債」

地方公共団体が一般的な行政サービスを行うための歳出（基準財政需要額）に対し、標準的な歳入（基準財政収入額）が足りない場合は、国から普通交付税が交付されることとなっていますが、地方交付税の原資が不足していることから、平成13年度より特例措置として、地方公共団体は地方債のひとつである「臨時財政対策債」の発行を余儀なくされています。

当初は、3年間の臨時的措置でしたが、延長を重ね、現在に至るまで継続されています。

その償還額は全額、後年度に普通交付税を算定する際、必要な経費（基準財政需要額）に含まれることとなっていますが、「臨時財政対策債」の発行により、地方の努力で抑制可能な建設地方債の残高は減少しているものの、地方債全体の残高は増え続けています。

地方は徹底した行財政改革により財政健全化に努めており、また国においても地方交付税の法定率見直しなどの取組を行っていますが、地方の財源不足は解消されておらず、将来の安定的な財政運営に影響を与えかねません。

表-1 地方交付税（普通交付税）・臨時財政対策債の推移

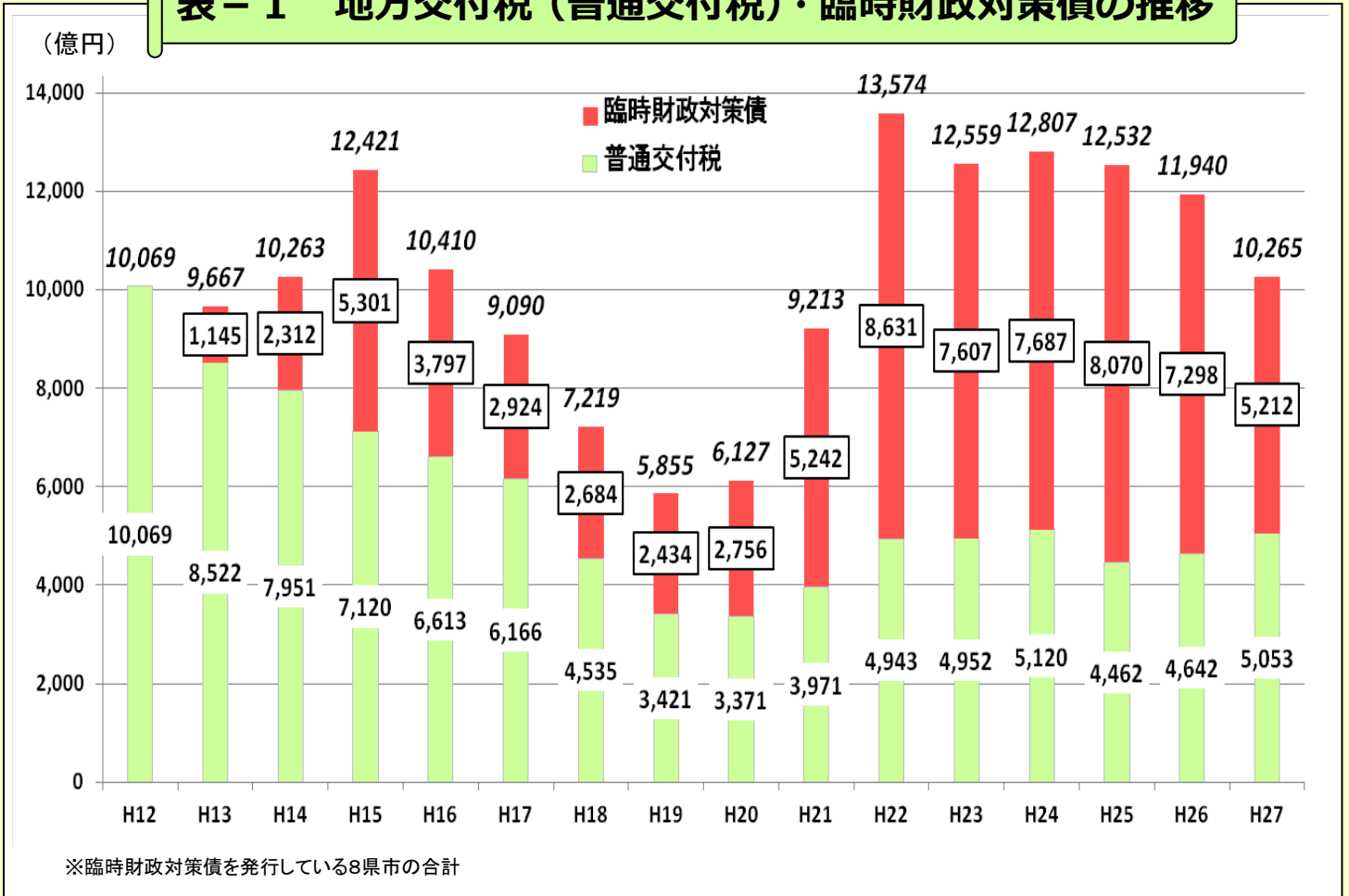


表-2 地方債残高の推移

